

九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会規程

令和3年度九大規程第3号

制定：令和3年4月27日

最終改正：令和3年6月3日

(令和3年度九大規程第42号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則(平成16年度九大規則第6号)第7条第2項の規定に基づき、キャンパス計画及び施設管理委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 キャンパス計画及び施設管理委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) キャンパスの全体構想に関する事。
- (2) キャンパスの整備、管理及び有効活用に関する事。
- (3) キャンパス全体のエネルギー管理に関する事。
- (4) キャンパスの環境への影響、保全措置等に関する事。
- (5) キャンパスにおける埋蔵文化財の発掘調査等に関する事。
- (6) 施設及び施設マネジメント業務に係る点検・評価及び改善に関する事。
- (7) その他キャンパス計画及び施設管理に関する事。

(組織)

第3条 キャンパス計画及び施設管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
 - (2) 伊都地区イーストゾーン協議会の議長
 - (3) 伊都地区センターゾーン協議会の議長
 - (4) 伊都地区ウエストゾーン協議会の議長
 - (5) 病院地区協議会の議長
 - (6) 筑紫地区協議会の議長
 - (7) 大橋地区協議会の議長
 - (8) 事務局長、企画部長、総務部長、研究・産学官連携推進部長、財務部長、施設部長、学務部長及び統合移転推進部長
- 2 前項に掲げる委員のほか、総長が特に必要と認める者を委員に加えることができる。
- 3 前項の委員の任期は、2年の範囲内で、総長が定める期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、総長が任命する。
- 6 キャンパス計画及び施設管理委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。
- 7 委員長は、キャンパス計画及び施設管理委員会を主宰する。
- 8 キャンパス計画及び施設管理委員会に副委員長を置き、委員のうちから総長が指名する。
- 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 キャンパス計画及び施設管理委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 キャンパス計画及び施設管理委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 キャンパス計画及び施設管理委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(総長等の出席)

第6条 総長は、キャンパス計画及び施設管理委員会に随時出席し、意見を述べることができる。

(キャンパス環境監視専門部会)

第7条 キャンパス計画及び施設管理委員会に、本学の伊都キャンパスの環境への影響及び保全措置等に関する事項の審議を行わせるため、キャンパス環境監視専門部会を置く。

2 キャンパス環境監視専門部会の運営等に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

(ワーキンググループ等)

第8条 キャンパス計画及び施設管理委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

2 キャンパス計画及び施設管理委員会に、埋蔵文化財の発掘調査の計画、実施及び報告を行わせるため、埋蔵文化財調査室を置くことができる。

(事務)

第9条 キャンパス計画及び施設管理委員会に関する事務は、事務局各課の協力を得て、施設部施設企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、キャンパス計画及び施設管理委員会の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則 (令和3年度九大規程第3号)

この規程は令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第42号)

この規程は令和3年6月3日から施行する。